

福祉医療費 助成制度

福祉医療制度は、心身の健康の保持と生活の安定を図るために、医療費の自己負担分を助成する制度です。

ただし、この福祉医療を受けるためには、申請が必要です。

【申請に必要なもの(新規の方)】

健康保険証・印鑑・障害者の方は身障手帳または療育手帳

※受給要件が発生した時点で申請してください。

【更新に必要なもの(既に受給されている方)】

福祉医療費受給者証・健康保険証・印鑑・障害者の方は身障手帳または療育手帳

※毎年8月1日は更新時期です。対象者には7月中に更新のお知らせが届きますので、忘れず更新手続きを行ってください。

【各種届出について】

健康保険証および住所などが変わったときは、変更の届出が必要です。忘れず手続きください。

【適用範囲】

年 齢 ・ 要 件	所得制限
●乳幼児 0歳～6歳までの未就学児童	なし
●ひとり親家庭（18歳に達した最初の3月31日まで） 母子・父子家庭の児童 父母のいない児童	あり
●高齢身体障害者 65歳以上で身障手帳4～6級に該当する方	あり
●重度心身障害(児)者 身障手帳1～3級に該当する方 療育手帳Aに該当する方	社会保険本人の場合のみ制限あり

8月より乳幼児医療費を全額助成します

乳幼児が、心身ともに健康ですやかに成長されるように、医療費の自己負担分を助成しておりますが、県の乳幼児医療制度では、所得により一部自己負担が生じたり、非該当になる場合もあるため、三種町では8月からすべての乳幼児の医療費が無料となるよう助成することにしました。

対象となる方には、7月中にお知らせしますので、期間中に申請をしてください。

◇対象者…就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童

◇申請に必要なもの…健康保険証、印鑑

※1月1日現在三種町に住所がない方は、前住所地からの所得課税証明書（父母分）が必要となります。

【問い合わせ先】健康推進課後期高齢係 TEL 85-4834 山本地域生活課 TEL 83-2115 琴丘地域生活課 TEL 87-3516

三種町発熱相談センター 受付時間の変更のお知らせ

新型インフルエンザに係わる発熱相談センター（三種町保健センター）の相談受付時間が7月4日(土)から次のとおり変更になります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●三種町発熱相談センター
（三種町保健センター）TEL 83-5555
相談受付時間 → 平日 8:30～17:15

※平日の17:15以降と土曜・日曜・祝日は、次の機関にご相談ください。

●能代保健所 TEL 52-4331
相談受付時間 → 8:30～20:00

流行地域から来られた方で、発熱や咳などの症状がある場合は、医療機関を受診する前に「必ず」発熱相談センターに電話してください。

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間です

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため次の活動を推進します。

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

◆問い合わせ先

三種町保健司連絡協議会事務局 福祉課 TEL 85-2190
山本総合支所地域生活課 TEL 83-2115
琴丘総合支所地域生活課 TEL 87-3516

在宅介護家族を応援します

在宅で介護を行っている家族に対し、介護用品（紙オムツ、尿取りパットなど）を支給します。また、介護する人・される人の経済的・精神的負担の軽減を図るため、介護慰労金（10万円）を支給します。

次の要件にあてはまる方はご連絡ください。

〈介護用品〉

要介護4、5の認定を受け、かつ町民税非課税世帯の在宅の高齢者を介護する家族

〈介護慰労金〉

要介護4、5の認定を受け、過去1年間に介護保険サービスを受けなかった在宅高齢者（町民税非課税世帯に属する）を介護している家族

◆連絡・問い合わせ先

福祉課地域包括支援センター TEL 85-2247

献血（400ml・200ml）にご協力を

7月27日(月)に山本地区で献血を行います

9:30～10:20 ▶ 山本総合支所前

10:40～12:00 ▶ 三種町保健センター前

13:00～14:00 ▶ ほほえみ(森岳温泉森山館向い)

14:30～16:30 ▶ 山本公民館前